

郵送対応の証明書の詳細について

R4.8.1現在

郵送対応の証明書の詳細については、下表のとおりです。
 なお、下表以外の証明書については、所属学部・研究科チーム学務担当において発行していますので、所属学部・研究科チーム学務担当までお問い合わせください。

証明書	発行または取扱等の詳細
在学証明書	入学式後発行可能です。
学業成績証明書	学業成績が確定した後、発行可能になります。
卒業見込証明書	最終学年になると発行可能になります。
修了見込証明書	ただし、一部の学部・研究科によっては、発行開始時期が異なる場合があります。
学校学生生徒 旅客運賃割引証 (学割証)	<p>片道100kmを超える区間を乗車船する時に発行します。 (「往復乗車券」を購入する場合は、1枚で済みます。) 有効期間は、発行日より3ヶ月で、1人あたり1年間最大10枚まで発行できます。 11枚以上の発行を希望される場合は、別途申請が必要となりますので、学務部教務チーム教務調査担当までお問い合わせください。</p> <p>以下の事由で旅行する場合に限り利用が可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇、所用による帰省 ・実験実習などの正課の教育活動 ・大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 ・就職又は進学のための受験等 ・大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 ・保護者の旅行への随行 <p><以下は、不正行為のため堅く禁じます></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の学割証をもって、乗車券を購入して、他人に使用させること。 2. 本人以外の学割証をもって、乗車券を購入し、使用すること。 3. 無効の学割証をもって、乗車券を購入し、使用すること。 4. 学割証を複写して使用すること。 5. その他不正乗車の手段として使用すること。 <p>団体の場合は、割引率の高い学生団体割引(申込用紙は生協等)があります。 (課外活動による場合は、学生生活支援室(学務部学生支援チーム1番窓口)へ お問い合わせください。) また、乗車船の際に、交通機関より学生証の提示を求められる場合があるため、 学生証は必ず携帯してください。</p>
卒業証明書	<p>卒業または修了後発行します。 在学生と手続き方法が異なります。 詳細については、下記ページを参照願います。</p>
修了証明書	https://www.mie-u.ac.jp/graduate/certificate.html
健康診断証明書	<p>保健管理センターにおいて、毎年受診した健康診断について、異常がなかった場合に発行します。 異常があった場合、又は健康診断を未受診の場合は、保健管理センターにお問い合わせください。 (平日9:00~17:00)</p>